

# 伊勢崎市情報公開審査会

(答申第9号)

◆諮問第9号 情報公開手数料の免除基準について

## 答 申 書

### 1 諮問の概要

伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。以下「条例」という。）の一部改正により、特定の行政情報を公開する場合に限り情報公開手数料を徴収し、一定の条件に該当する場合には当該手数料を免除することとしたが、公開請求権を制限することのないよう当該手数料の免除基準を定めるに当たり、条例第 20 条第 2 項の規定により、意見を求められたもの

### 2 審査会の結論

情報公開手数料の免除基準については、下記 3 のとおりとすることが相当である。

### 3 審査会の考え方

情報公開制度の見直しに係る答申（平成 22 年 1 月 29 日付け答申第 8 号）の内容を踏まえ、当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

#### (1) 情報公開手数料の免除に係る考え方

答申では、「許可、認可、確認等の届出に係る当事者や利害関係人からの公開請求など、情報公開制度の目的、趣旨等に合致すると認められる場合には、何らかの減免措置を講ずることも検討すべきである」とした。

そこで、情報公開手数料の免除については、改正後の条例第 16 条第 3 項各号に規定しているが、この規定の解釈及び運用が恣意的なものとならないよう基準を設け、これを公表する必要があるといえる。

#### (2) 情報公開手数料の免除基準

##### ア 許可等の当事者及び利害関係人からの公開請求であるとき。

実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は直接影響を受けるおそれがあると認められる個人、法人その他の団体からの当該処分又は事業に係る行政情報の公開請求であると認められる場合は、公開請求の対象となる行政情報の根拠法令等の目的、趣旨等を勘案して、情報公開手数料を免除すべきである。

##### イ 公益上の理由による公開請求であるとき。

○ 人の生命、身体、健康、財産及び消費生活の保護、環境の保全その他公共の福祉のために行われる公開請求である場合

行政情報の公開請求が請求者個人の利害を離れ、公益的な目的で行うものについては、いわば市民全体が利益を享受するものであることから、手数料を免除すべきである。

○ **国又は地方公共団体からの公開請求である場合**

国又は地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）の公開請求については、公共の利益又は行政執行上の必要からなされるものであることから、手数料を免除すべきである。

○ **公共的性格を有する法人その他の団体からの公開請求である場合**

公共的性格を有する法人その他の団体が本来の活動を行うために必要と認められる公開請求である場合は、手数料を免除すべきである。

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者からの公開請求であるとき。